

障害者を多数雇用する事業主の方へ

税制優遇制度のご案内※

※要件等が変更になる場合がありますのでご注意ください。

障害者を多数雇用するなど、障害者の雇用や就業に積極的な企業は、税制優遇制度※を利用することができます。

具体的には、法人税（個人事業主の場合は所得税）や事業所税（資産割、従業員割）の優遇措置が受けられます。

利用できる税制優遇制度

- 1 助成金の非課税措置（法人税・所得税）
- 2 事業所税の軽減措置（資産割・従業員割）

事務手続きについて

- ・ 事業所税の軽減措置の資産割、廃止済みの固定資産税の税制優遇制度については、要件を満たしているかどうかの確認が必要です。
最寄りのハローワークで、要件確認の手続きをしてください。
- ・ 制度については、最寄りの税務署または都道府県税事務所にお問い合わせください。
- ・ 要件を満たしている場合には、証明書が交付されます。
- ・ 証明書は、税務署や都道府県税事務所で税の申告をする際、求めに応じて提示してください。

税制優遇制度の概要

1 助成金の非課税措置（法人税・所得税）

適用期限：なし（恒久措置）

国や地方公共団体の補助金、給付金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金※の支給を受け、それを固定資産の取得または改良に使った場合、その助成金分は、圧縮記帳により損金算入（法人税）、または総収入金額に不算入（所得税）とすることができます。

※ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

- ・ 障害者作業施設設置等助成金
- ・ 障害者福祉施設設置等助成金
- ・ 重度障害者等通勤対策助成金
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- ・ 障害者能力開発助成金

2 事業所税の軽減措置（資産割・従業員割）

適用期限：なし（恒久措置）

① 資産割

障害者を多数雇用する事業所※の事業主が、「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」の支給を受けて施設の設置を行った場合、その施設で行う事業の事業所税（資産割）の、課税標準となるべき事業所床面積の**2分の1相当**を控除できます。

※ 具体的には、雇用している障害者数が10人以上※¹で、かつ労働者の総数に占める障害者割合が50%以上※²である事業所

※ 1 重度以外の障害者で短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

※ 2 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者の短時間労働者は1人を0.5人としてカウント

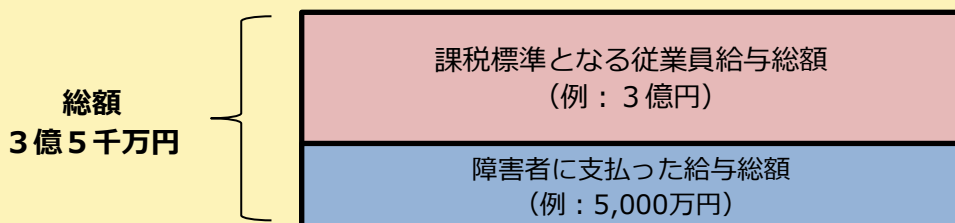
例) 事業所税（資産割）＝ 2,000㎡ × 600円/㎡（税率） × 1年＝120万円

➡ 事業所税（資産割）＝ 2,000㎡ × **1/2** × 600円/㎡（税率） × 1年＝**60万円**

② 従業員割

事業所税（従業員割）の課税標準となるべき従業員給与総額の算定で、障害者に支払う給与総額を控除できます。なお、従業員割について、事業所の要件は特にありません。

例) 事業所が全従業員に支払った給与の総額（3億5千万円）の内訳：



事業所税（従業員割）＝ **3億円** × 0.25%（税率）＝75万円
（全従業員が障害者でない場合は、87.5万円）

参考：固定資産税の軽減措置について

固定資産税の軽減措置は2023（令和5年）3月31日をもって終了しましたが、**2023（令和5）年3月31日まで**に施設等を取得し、障害者の雇用を継続された事業者の皆さまは、従前どおり、一定の要件を満たす場合には、以下の軽減措置を受けることができます。

○ 固定資産税の軽減措置

障害者を多数雇用する事業所の事業主が、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて事業用施設を取得した場合、その施設の固定資産税の課税標準は、当初5年度分に限り、課税標準となるべき価格から取得価格の6分の1に障害者雇用割合と税率を乗じた金額が減額されます。

【例】 課税標準となるべき価格が6,000万円の事業用施設を取得した場合で、雇用している障害者が20人で、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が50%のとき

$6,000\text{万円} \times 1.4\% \text{（税率）} = 84\text{万円}$ （軽減措置前の税額）

➡ $84\text{万円} - (6,000\text{万円} \times 1/6 \times 1.4\%) = 77\text{万円}$ （軽減措置後の税額）

■ 対象となる事業所の要件

雇用している障害者数が20人以上で、かつ労働者の総数に占める障害者の割合が50%以上※

※ 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント